

び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ」を加え、「及び」を「当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 国内において特定課税仕入れを行つた場合 当該特定課税仕入れを行つた日

第三十条第二項中「課税仕入れに係る消費税額」の下に「特定課税仕入れに係る消費税額」を加え、同項第一号中「行つた課税仕入れ及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加え、同号イ及びロ中「要する課税仕入れ」の下に「特定課税仕入れ」を加え、同条第四項中「課税仕入れ及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加え、同条第六項中「第一項」の下に「に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、同項」を、「行つた資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）」を加え、同条第七項中「である場合」の下に「特定課税仕入れに係るものである場合」を、「ない課税仕入れ」の下に「特定課税仕入れ」を加え、同条第八項第

二号を同項第二号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 特定課税仕入れを行つた年月日

ハ 特定課税仕入れの内容

二 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額

ホ 特定課税仕入れに係るものである旨

第三十二条第一項中「行つた課税仕入れ」の下に「又は特定課税仕入れ」を、「この項において同じ。」の下に「若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。）」を、「又は当該課税仕入れに係る支払対価の額」の下に「若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額」を加え、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、同項第一号中「（当該）の下に「課税仕入れに係る」を、「算出した金額」の下に「及び当

該特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の六・三を乗じて算出した金額」を加え、同条第三項中「課税仕入れ」の下に「又は特定課税仕入れ」を加え、同条第七項中「課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を加える。

第三十三条第一項中「課税仕入れを」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを」に改め、「当該課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を、「課税仕入れの日」の下に「若しくは特定課税仕入れの日」を加え、同項第一号中「又は」を「若しくは特定課税仕入れに係る消費税額又は」に改める。

第三十四条第一項中「課税仕入れを」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを」に、「課税仕入れ又は」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は」に改め、「当該課税仕入れの日」の下に「若しくは当該特定課税仕入れの日」を加え、同項第一号中「課税仕入れの日」の下に「若しくは特定課税仕入れの日」を加える。

第三十五条中「課税仕入れを」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを」に、「課税仕入れ又は」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は」に改め、「当該課税仕入れの日」の下に「若しくは当該特定課税仕入れの日」を加え、同条第一号中「課税仕入れの日」の下に「若しくは特定課税仕入れの日」を加

える。

第三十七条第一項中「当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）」を「次に掲げる金額の合計額」に、「当該金額」を「当該金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業にお

ける課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額)

二 当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

第三十八条第一項中「次条」を「第三十九条」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除)

第三十八条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（第二十八条第二項に規定する支払対価の額をいう。）の全部若しくは一部の返還又は当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「特定課税仕入れに係る対価の返還等」という。）

を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行つた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が

分割法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第四十二条第一項中「中間申告対象期間に係る」を「中間申告対象期間における課税資産の譲渡等に係る」に改め、「」の合計額の下に「特定課税仕入れに係る課税標準である金額（当該中間申告対象期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額」を加え、同項第一号中「当該」の下に「課税資産の譲渡等に係る」を、「合計額」の下に「及び当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額」を加え、同項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同条第二項中「中間申告対象期間」の下に「における課税資産の譲渡等」を、「金額の合計額」の下に「及び特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額」を加える。

第四十五条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第一項ただし書中「除く。」が「を「除く。」及び特定課税仕入れが」に改め、同項第一号中「合計額」の下に「及びその課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額」を加え、同項第三号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額

第四十八条の見出し及び第四十九条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第六十二条を次のように改める。

(特定資産の譲渡等を行う事業者の義務)

第六十二条 国内において特定資産の譲渡等（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行う事業者は、当該特定資産の譲渡等に際し、あらかじめ、当該特定資産の譲渡等に係る特定課税仕入れを行う事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しな

ければならない。

第六十四条第三項及び第五項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

別表第一第七号口中「若しくは同条第三項第四号の一」を「を経営する事業、同条第三項第一号の一に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の一」に改める。

別表第三第一号の表港務局の項中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削る。

（たばこ税法の一部改正）

第五条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

（国税通則法の一部改正）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「期間」の下に「課税資産の譲渡等」を、「規定する課税資産の譲渡等」の下に「をいい、同項第八号の一に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第十五条第二項第七号

(納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)において同じ。) 及び特定課税仕入れ(同法第五条第一項(納税義務者)に規定する特定課税仕入れをいう。同号において同じ。)」を加える。

第十五条第二項第七号中「(消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等をいう。)」を「若しくは特定課税仕入れ」に、「充てん場」を「充填場」に改める。

第二十三条第一項中「九年」を「十年」に改め、同条第二項各号中「とき。」を「とき」に改める。

第三十八条第三項第三号中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第四項中「保全差押」を「保全差押え」に改める。

第六十六条第六項中「二週間」を「一月」に改める。

第七十条第二項中「九年」を「十年」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる更正決定等は、第一項又は前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等

二 偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正（前二項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るもの）を除く。）

三 所得税法第六十条の二第一項から第三項まで（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）又は第六十条の三第一項から第三項まで（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用がある場合（第一百七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出及び税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出がある場合その他の政令で定める場合を除く。）の所得税（当該所得税に係る加算税を含む。第七十三条第三項（時効の中止及び停止）において「国外転出等特例の適用がある場合の所得税」という。）についての更正決定等

第七十一条第二項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「同条第十二号の

七の三」を「同条第十二号の七」に改める。

第七十三条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「受けた国税」の下に「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税」を加え、同項ただし書中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第四項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十四条の九第三項第二号中「（昭和二十六年法律第二百三十七号）」を削り、「の規定により」を「において」に改め、同条に次の二項を加える。

6 納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として財務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

第七十四条の十一第六項中「調査」の下に「（実地の調査に限る。）」を加える。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第七条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項各号」を「第四十一条の二十二第一項各号」に、「第四十二条第一項」を「第四十条の二十二第一項」に改め、同条第四項中「第四十二条第二項第一号」を「第四十一条の二十二第二項  
第一号」に改める。

第三条の二第十三項及び第四条第一項から第六項までの規定中「第一百四十二条の九」を「第一百四十二条の十」に改める。

第七条第四項の表法人税法第一百四十五条の項中「同条第二項第五号」を「第二項第五号」に改める。

第九条第一項中「第十条の二」の下に「、第十条の八第一項」を加える。

第十条の四の次に次の五条を加える。

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第十条の五 平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、その者(特定取引を行う者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、特定取引を行う者が特定組合員である

場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員が締結している組合契約によつて成立する組合とする。以下第十条の七までにおいて「特定対象者」という。) の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

2 報告金融機関等は、平成二十八年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものにつき、政令で定めるところにより、平成三十年十二月三十一日(特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日)までに、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他情報に基づき当該特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域(第六項、次条第一項及び第十条の七第一項において「住所等所在地国」という。)と認められる国又は地域を特定しなければならない。ただし、次項の規定による届出書の提出を受けた場合は、この限りでない。

3 前項の特定取引に係る契約を締結している者は、既にこの項の規定により届出書を提出している場合を除き、第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項及び当該特定取引に關する総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該特定取引に係る報告金融機関等の営業所等の長に提出することができる。この場合において、当該届出書の提出をする者は、当該届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に特定対象者の居住地国の確認のための書類として総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該届出書の提出を受ける報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならないものとする。

4 第一項又は前項の規定により届出書を提出した者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下第十条の七までにおいて「異動届出書」という。）を、その該当する」ととなつた日（当該各号に定める事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合にあつては、その該当することとなつたことを知つた日）から三月を経過する日（その者が法人又は特定組合員であ

る場合には、政令で定める日）までに、これらの規定に規定する報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再び当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

一 特定対象者の居住地国が第一項若しくは前項の届出書又は異動届出書に当該特定対象者の居住地国として記載した国又は地域と異なることとなつた場合 その異なることとなつた居住地国

二 第七項第八号イ及びロに掲げる者のいすれにも該当しない特定対象者が同号イ又はロに掲げる者のいすれかに該当することとなつた場合 それぞれ同号イ又はロに定める国又は地域

三 第七項第八号イ又はロに掲げる者のいすれかに該当する特定対象者が同号イ及びロに掲げる者のいすれにも該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた旨

5 第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。

6 報告金融機関等は、第二項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が同項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合その他の政令で定める場合には、第三項の規定による届出書の提出を受けた場合を除き、政令で定めるところによ

り、その取得の日の属する年の十一月三十一日又はその取得の日から三月を経過する日のいずれか遅い日（当該特定対象者との間で行つた特定取引に係る契約が政令で定めるものである場合にあつては、政令で定める日）までに、当該報告金融機関等の保有する当該特定対象者の住所その他の総務省令、財務省令で定める情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。当該特定をした後、再び当該政令で定める場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

7 この条から第十条の七までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 報告金融機関等 銀行その他の政令で定める者をいう。
- 二 営業所等 国内（この法律の施行地をいう。次条第一項において同じ。）にある営業所又は事務所（報告金融機関等のうち政令で定める者にあつては、政令で定める場所）をいう。
- 三 特定取引 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引をいう。
- 四 特定法人 その発行する株式が外国金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五

号) 第二条第十六項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを  
いう。次条第一項において同じ。) において上場されている法人その他の政令で定める法人以外の法  
人をいう。

五 実質的支配者 法人の事業經營を実質的に支配することが可能となる關係にあるものとして総務省  
令、財務省令で定める者をいう。

六 特定組合員 組合契約を締結している組合員（匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定め  
るもの）を含む。）及び外國におけるこれに類する契約（以下この号及び次号において「匿名組合契約  
等」という。）にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、特定取引を当該  
組合契約によつて成立する組合の業務として行うものをいう。

七 組合契約 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約（これ  
に類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等をいう。

八 居住地国 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。

イ 外国の法令において、当該外國に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、若しく

は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することとその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人（租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないものとみなされる居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。口において同じ。）を除く。）又は法人（組合契約によつて成立する組合を含む。）当該外国

口 居住者又は内国法人 我が国

8 第一項の特定取引を行う者若しくは第三項の特定取引に係る契約を締結している者又はこれらの規定により届出書を提出した者は、これらの規定による届出書又は第四項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令、財務省令で定める方法をいう。第十三条第四項第三号において同じ。）により提供することができる。この場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす。

9 平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等に該当することとなつた者についての第二項の規定の適用については、同項中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「報告金融機関等に該当することとなつた日として政令で定める日（以下この項において「該当日」という。）」と、「同日」とあるのは

「該当日」と、「平成三十年十二月三十一日」とあるのは「該当日から二年を経過する日」とする。

10 第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（報告金融機関等による報告事項の提供）

第十条の六 報告金融機関等は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者（その発行する株式が外国金融商品取引所において上場されている法人その他の政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住地国（前条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書若しくは同条第四項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは地域又は同条第二項若しくは第六項の規定